

くすりと生活 定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 本団体は「くすりと生活」と称する。

(所在地)

第2条 本団体の事務所は、東京都足立区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本団体は、製薬企業の社員等が多様な患者の日常生活を知る機会を創造するとともに、患者が本音で語り、多くの人が聴いて共感できる場を提供することを目的とする。

(事業)

第4条 本団体は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 患者の病気・治療・家庭・生活等のインタビュー動画作成事業
- (2) 製薬企業の社員等に対する患者の日常生活を知るための教育研修事業
- (3) 医薬品にかかる関係者間での対話を促進するための交流の企画運営事業
- (4) 患者の生活への理解を深めるための一般向け啓発活動・普及活動事業
- (5) その他、本団体の目的を達成するために必要な事業
- (6) 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

第3章 会員

(会員)

第5条 本団体の会員は、本団体の目的に賛同する者であって、次条の規定により本団体の会員となった個人又は団体をもって構成する。

(入会)

第6条 本団体の会員になろうとする者は、自らの申し出により入会することができる。

(会費)

第7条 会費は設定しない。

(退会)

第8条 会員は、自らの申し出により任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号に掲げるいずれかの事項に該当するに至った場合には、事前に当該会員との協議を経たうえで、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第4章 役員

(役員)

第10条 本団体には、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 監査 1名

(役員を選任)

第11条 役員は総会において会員の中から選任する。

(任期)

第12条 役員は任期は2年とし、再任を妨げない。

(職務)

第13条 役員は職務は次の各号に掲げる通りとする。

- (1) 代表は、本団体を代表し、業務を統括する。
- (2) 副代表は、会長を補佐し、会長が職務を遂行できないときに代行する。
- (3) 会計は、本団体の財産管理および会計業務を行う。
- (4) 監査は、本団体の業務および会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第5章 会議

(総会)

第14条 本団体の最高意思決定機関は総会とし、全会員をもって構成する。

(開催)

第15条 総会は、毎年度1回開催する。

- 2 必要に応じて、代表または役員会の決議により臨時総会を開催することができる。

(権限)

第16条 総会は、事業報告、決算報告、事業計画、予算計画、役員選任、定款変更その他重要事項を議決する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総会員の過半数が出席し、出席会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 監査の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他本団体の運営のために総会による決議が必要とされる事項

(議決権の書面等による行使)

第19条 会員は、総会に出席することができない場合、当該総会の開催日前までに、書面、電磁的方法その他本団体が認める方法により、議決権を行使することができる。

2 前項の方法により議決権を行使した会員は、総会に出席したものとみなす。

3 前二項の規定にかかわらず、代表または役員会の決議により軽微と判断する事項については、電子メール等の電磁的方法により会員の意思を確認し、審議及び議決を行うことができる。

(運営会議)

第20条 本約款に規定するもののほか、日常の運営に関する事項は、役員会で協議・決定する。

第6章 会計

(会計年度)

第21条 本団体の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日をもって終わる。

(経費)

第22条 本団体の経費は、寄付金、協賛金、助成金、その他の収入をもって充てる。

(会計監査)

第23条 監査は年1回、会計の監査を行い、総会に報告する。

(決算報告書)

第24条 本団体の決算報告書については、毎事業年度終了後、会計が速やかに決算報告書を作成し、会計監査を受けたうえで、役員会の承認を得て、総会に提出し、承認を受けなければならない。決算上剰余金が生じた場合は次年度に繰り越すこととし、剰余金の分配は行わない。

(残余財産)

第25条 本団体が解散時にあたり清算をする場合において、有する残余財産の分配は行わない。残余財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる者のうち、公益財団法人日本財団に譲渡するものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第26条 本定款は、総会の決議をもって変更することができる。

(解散)

第27条 本団体は、総会の決議により解散する。

第8章 雑則

(事業年度)

第28条 本団体の事業年度は、会計年度と同様に毎年1月1日から12月31日までとする。

(その他)

第29条 本約款に規定するもののほか、本団体の運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表がこれを定める。

附 則

1. 本定款は、2026年1月1日から施行する。

2025年 12月 21日

改 訂

2026年 3月 22日 第25条を変更

2026年 5月 8日 第15,19,20,24条を変更